

○黒石市放課後児童健全育成施設条例

令和4年3月23日条例第1号

(設置)

第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の8第1項の規定に基づき、同法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業（以下「健全育成事業」という。）を行うための施設として、黒石市放課後児童健全育成施設（以下「健全育成施設」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 健全育成施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
上十川地区りんごクラブ室	黒石市大字上十川字留岡一番17番地2
西部地区りんごクラブ	黒石市境松一丁目1番地1
東地区りんごクラブ	黒石市東町54番地4

(休館日)

第3条 健全育成施設の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めたときは、これを変更することができる。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年1月3日まで（前号に掲げる日を除く。）

(開館時間)

第4条 健全育成施設の開館時間は、健全育成事業を行う時間に開館する。ただし、市長が必要と認めたときは、これを変更することができる。

(利用者の範囲)

第5条 健全育成施設を利用することができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 当該健全育成施設で行う健全育成事業を利用する児童
- (2) その他市長が適当と認める者

(利用の許可)

第6条 前条第2号に掲げる者が健全育成施設を利用しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可をする場合において、健全育成施設の管理上必要な条件を付することができる。

(利用の制限等)

第7条 市長は、健全育成施設を利用する者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、健全育成施設の利用を制限し、若しくは停止し、又は利用の許可を取り消し、若しくは利用を許可しないことができる。

(1) 他の利用者に危害若しくは迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められるとき。

(2) 健全育成施設の施設、設備、備品等を損傷し、若しくは汚損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、健全育成施設の管理運営上支障があると認められるとき。

(原状回復)

第8条 利用者は、その利用を終了したとき、又は利用の許可を取り消され、若しくは利用を制限されたときは、直ちに利用場所を原状に復さなければならない。

2 利用者は、前項の義務を履行できないときは、原状回復に要する経費を負担しなければならない。

(損害賠償)

第9条 健全育成施設の施設、設備、備品等を損傷し、若しくは汚損し、又は滅失した者は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めたときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(指定管理者による管理)

第10条 健全育成施設の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 健全育成施設の管理を指定管理者に行わせる場合の手続は、黒石市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成16年黒石市条例第30号）の定めるところによる。

3 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 健全育成事業の実施に関すること。
- (2) 利用の許可に関すること。
- (3) 利用の許可の条件に関すること。
- (4) 利用の制限若しくは停止又は利用の許可の取消しに関すること。
- (5) 健全育成施設の施設、設備、備品等の維持管理に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、健全育成施設の管理運営上必要と認められる業務

4 前3項の規定により、健全育成施設の管理を指定管理者に行わせる場合においては、第4条ただし書中「市長が必要と認めたときは」とあるのは「指定管理者が必要と認めたときは、あらかじめ市長の承認を得て」と、第5条第2号、第5条及び第7条中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えて適用するものとする。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。